

**令和 7 年度 GREEN×EXPO 2027 神奈川県機運醸成業務委託
企画提案募集要領**

1 募集の趣旨

神奈川県では、GREEN×EXPO 2027（以下「博覧会」という。）の開催に向けて、主催者である公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）や横浜市をはじめ、県内市町村等と連携して県民の認知度向上につながるよう機運醸成の取組を行っている。

令和 6 年度県民ニーズ調査では、博覧会の認知度は約 3 割程度にとどまっており、特に横浜市以外の認知度は低い傾向にある。

そこで、主に横浜市を除く県内全域において、戦略的かつ効果的な機運醸成を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和 7 年度 GREEN×EXPO 2027 神奈川県機運醸成業務委託

3 委託内容

別添「令和 7 年度 GREEN×EXPO 2027 神奈川県機運醸成業務委託仕様書」のとおり

4 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 委託料上限額

50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務実施要件

(1) 参加資格

次のいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。

イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ウ 本募集要領に示す業務を履行する能力を有すること。

エ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。

オ 最近 1 年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）していること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは

暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

ク 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

ケ 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。

(2) その他

ア グループを組むなど複数による応募も可とします。

イ グループで応募する場合は、代表する法人または個人を定めてください。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

7 参加手続

企画提案書等関係書類を提出してください。なお、この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

(1) 質問書の提出及び回答

ア 提出期限

令和7年10月24日(金)17時まで(必着)

イ 提出方法

「質問書」(様式2)を電子メールで送信してください。

なお、誤送信等の事故を防ぐため送信後、電話で送信した旨を御連絡ください。

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、令和7年10月29日(水)までに県ホームページにて行います。

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/2027_kokusaiengeihaku/proposalkiun.html)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年10月31日(金)17時まで(必着)

イ 提出方法

必要な提出書類を郵送又は持参してください。

ウ 提出書類

(ア) 誓約書(様式1)

(イ) 令和7年度 GREEN×EXPO 2027 神奈川県機運醸成業務委託企画提案書(様式3)

(ウ) 事業者の概要に関する調書(様式4)

(エ) 類似事業に関する業務実績(様式5)

(オ) 事業実施に関する企画書(様式6)

(カ) 業務実施体制(様式7)

(キ) 見積書（1項目ごとの金額が確認できるような内訳明細を含む。（任意様式））

a 宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。

b 宛名は、「神奈川県知事」としてください。

c 選定に当たっては、契約希望金額は、記載された見積額に当該見積額の 10% に相当する金額を加算した金額となるので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10% に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

d 仕様書に記載された項目ごとに、必要な費用を記載してください。さらに算出根拠の妥当性が判断できるように、人件費などは単価×工数など積算詳細を記載してください。

e 法人名、住所、代表者（役職、氏名。押印不要）、本件責任者及び担当者（氏名、連絡先）を記載してください。

エ 提出部数 7 部（1 部正本、残り 6 部は複写でも可）

※ 必要要件が的確にわかる既存資料があれば、各様式に「別紙〇〇のとおり」と記載し、資料（A 4 判 10 枚以内）を添付することも可とします。

8 審査方法

応募のあった提案事業について、書類審査を行ったうえ、プレゼンテーションによる審査を行います。

(1) 書類審査

提出された企画提案書について、次の項目により書類審査を行います。書類審査の結果、次のすべてを満たしている提案について、プレゼンテーション審査を実施します。書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の実施日時並びに場所は、別途令和 7 年 11 月 7 日（金）までに、令和 7 年度 GREEN×EXPO 2027 神奈川県機運醸成業務委託企画提案書（様式 3）に記載の連絡先にお知らせします。

ア 参加資格要件を満たしていること。

イ 提案価格が見積上限価格（委託料上限額）以下であること。

ウ 提案内容が仕様書の要件を満たしていること。

エ 提案価格の算出方法に誤りがないこと。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査を通過した提案について、提案者は令和 7 年 11 月 14 日（金）（調整中）にプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、プレゼンテーションに要する経費、機器（プロジェクター及びスクリーン以外）は提案者の負担となります。

(3) 評価基準

評価項目は次のとおりとし、各評価項目の全てを合計した満点は100点とする。

※ 各審査委員の得点の合計が最も高い提案を採用する。

※ 各審査委員の得点の平均が、最低基準点である60点を満たさない場合は不採用とする。

※ 同点の場合は、評価項目内の審査内容のうち「機運醸成業務計画」及び「機運醸成業務企画」の合計点数が最も高い提案を採用する。さらに同点の場合には、審査委員が協議の上、決定する。

○ 評価項目

審査項目	審査内容	審査ポイント（評価の着眼点）	配点
業務実施体制等に関する事項	業務実施体制	・業務を遂行できる運営体制となっているか。 ・個人情報保護等、コンプライアンスは適切か。	10点
	類似事業に関する実績	・大規模なイベントの機運醸成業務を行った十分な実績があるか。 ・本事業の実施に関して、他者と比較して優位といえる実績等があるか。	10点
企画提案に関する事項	事業実施にあたっての総合的な考え方	・博覧会の趣旨・目的の的確かつ十分な理解に基づく提案か。 ・博覧会の認知度向上及び興味関心を高める目的から見て、方針が適切か。	10点
	機運醸成業務計画	・計画について、開催1年前（令和8年3月19日前後）等、節目の機会を捉えた効果的なプロモーション内容となっているか。 ・事業実施のスケジュールや、市町村等との調整が具体的で適切なものとなっているか。	5点
	機運醸成業務企画 ・県内のシティドレッシング ・PRキャンペーンの実施 ・PRウェブページの制作及び更新 ・応援団の活用 ・自由提案	・効果的かつ戦略的な提案ができているか。 ・話題性やインパクトがあり、訴求力が高くPR効果の高い提案内容となっているか。 ・多様な主体が関心を持ち、博覧会への機運を高められる内容となっているか。 ・企画事業の想定するメインターゲットを明示し、それらに効果的に訴求する内容として適切か。 ・事業効果の測定手法（分析手法）について、知見に基づく適切なものとなっ	60点

		ているか。 ・提案内容は、再現性の高い内容となっているか。 ・事業者独自の企画提案等その他、アピールできる点があるか。	
費用	見積書 (任意様式)	・費用の積算は妥当か。	5 点
			合計 100点

(4) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 審査結果の通知

令和7年11月下旬（予定）に結果を通知します。

9 契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定された提案者（複数法人グループによる提案の場合には代表法人）と、随意契約により本業務委託の契約手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と事業内容・実施計画・スケジュール・収支予算等について協議を行い、協議が整った後、委託業務の契約締結となります。
- (3) 契約の際に提案内容の一部を変更することがあります。それに伴う仕様の変更等については必要に応じて発注者と協議の上、対応することとします。
- (4) 選定された提案者との協議が整わない場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。

このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者（神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案募集の参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え、再提出及び補足書類の提出は認めません。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、審査以外の目的には無断で使用しません。
- (5) 発注者が、企画提案書等の作成にあたって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。

11 問合せ先・提出先

〒231-8588 （住所の記載を省略できます。）

横浜市中区日本大通1（神奈川県庁新庁舎3階）

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課国際園芸博覧会推進室 担当 矢崎

電話 045-285-0339（直）

E-mail hanahaku-kikaku.m6nu@pref.kanagawa.lg.jp

受付時間 9時～12時、13時～17時（平日）